

この判決は、労組法第一条二項の刑事免責規定について、さきに述べた憲法の精神を確認したうえ争議行為等に対する制裁は必要な限度をこえないようにとくに慎重でなければならぬ、従って、単純な労務不提供、怠業、争議行為を刑罰の対象とする場合は特別慎重でなければならず、とくに債務不履行については民事的法律効果が伴うにとどまり、刑事上の問題としては、刑事罰が課せられないというのが基本原則であり、反社会的なもののみをこの刑事上可罰の対象とすべきである、とのべている。

この考え方は、従来から検察当局が、公務員、公労協労働者の争議行為弾圧に際して、私達の行為を犯罪視してきたその考え方とは基本的に異なる立場にたつもので（現在、日教組に加えられている弾圧事件などはその典型的なものであると考えられる）あって、この判決を契機にその方針是正の運動に発展させなければならぬ。

第四の問題点は、このような勤労者の権利を制限する場合、代償措置を完全に行い、労働者の労働条件維持、改善が行われるようにすべきであると述べている点である。

この考えが、当然のこととはいえず、最高裁によって明確に指摘された意義は、前記二、三、とともに注目したい。

第五の問題点は、全通東京中郵事件の事実関係を基礎として、公労法違反の争議行為の刑事可罰の可否について触れていることである。

まず、判決は、公労法の制定経過について、政令二〇一号によって公務員全体から争議権が否認されることとなったが、その後、現業部門の国鉄等の公社には労働基本権を緩和する目的で公労法が制定され適用されるにいたった。郵政事業に従事する職員の場合は、林野庁の職員などいわゆる五現業の職員が公社職員と同様の取り扱いをその後受けるにいたり、国公法の適用については、労働関係について排除されることとなった。

このように、公労法と国公法を比較すると、公共性が高いとされる公務員が争議行為への積極的な参加を勧誘したもののみを刑事罰の対象としている。

また、公労法が民事罰の規定を設けているのみであること、などの点を考慮するとその取り扱いに矛盾が生じる。従って、公労法第三条の民事上の免責を排除しているにもかかわらず、刑事上の免責を排除していないのは、なお、公労法適用の労働者が労組法の目的を達成するために争議行為には刑事免責があると解しなければならぬとしている。

従って、この判決で最も重要なことは、従来、検察当局にとってそのよりどころとしてきた、昭和三八年三月一日の公労法違反の争議行為については刑事免責なしとした三・一五判決は修正すると述べていることであって、三・一五判決破棄のたまたかいは、この最高裁大法廷判決によって勝利をおさめたということができよう。

以上、簡単にその要旨をとりまとめてみたが、今後に残された問題は、刑事罰の対象となる違法争議行為を、暴力行為を伴う場合、政治的目的でなされるもの、長期に亘り国民生活に重大な障害を与えるものを反社会的なものと考えていることと、公労法第一七条の争議行為制限を憲法第二八条に違反しないと述べている点であろう。

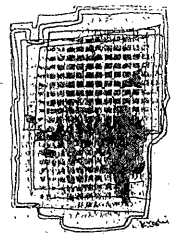
しかし、この判決を通じていえることは、政府が従来から官公労働者にたいして行ってきた権利抑圧の労働行政の基本について批判が行われ、現行国公法、地公法、公労法による争議権の一律禁止など、その矛盾点が指摘されたことは大きな意義があろう。

その意味では、私たちが進めてきたストライキ権を獲得するための闘いが大きく前進してきたこと、この成果が、この判決をして、国際的労働水準の判断を行わせたという相関関係をもう一度考えさせる価値をもっている。

私たちの闘いに大いに自信を植えつける判決として評価しなければならぬ。

(全通本部・城戸幸雄)

## 「後期中等教育拡充整備」の答申をめぐって



去る一〇月三十一日、中教審は「後期中

等教育の拡充整備について」の答申を文相に提出した。答申は、「後期中等教育の理念」「後期中等教育のあり方」「後

期中等教育の拡充整備に伴う諸問題」に  
分かれており、とくに注目されていた  
「期待される人間像」は教育活動に従事  
する者の「指針」として答申に入れられ  
た。

答申の内容は、去る四月に出された  
「後期中等教育拡充整備について」の中  
間報告と大差なく、また「期待される人  
間像」は、最終報告とほとんど変わって  
いない。

答申はまず、今日、世界各国ですすめ  
られている教育改革は「教育の機会均等  
の徹底強化を期するとともに、国家社会  
の形成者として、またその経済的、社会  
的発展のにない手として、もつとも大き  
な割合を占める青少年に対し、さらに充  
実した個性と能力を発揮させる機会を提  
供することが、今日の重要な国家的課題  
であることを示すもの」とみなしてい  
る。

これに対してわが国の現状は、義務教  
育終了後の高校進学率の上昇が著しくま  
た各種教育訓練機関への在籍もすすんで  
いるが、他方、まだ何らの教育の機会に  
もめぐまれない者があり、また高校教育  
では生徒の能力と将来の進路に応じた多  
様化が充分でない、という。そして、こ  
れを改善するための後期中等教育の拡充  
整備を推進するためには、学校中心の教

育観・学歴偏重・技能的傾向を軽視する  
教育観を改める必要があると強調する。

さらに、「教育の目的は、国家社会の要  
請に応じて、人間能力を開発するばかり  
でなく、国家社会を形成する主体として  
の人間そのものを育成することにある」  
から、その課題を「期待される人間像」  
で示したという。

答申は、右のような観点にたつて、今  
後わが国において拡充整備すべき後期中  
等教育のもつべき目的と性格をつぎのよ  
うにまとめている。

(1) 一五歳から一八歳までのすべての青  
少年に対し、その能力を最高度に発揮  
させるため、義務教育終了後三カ年に  
わたつて、学校教育、社会教育その他  
の教育訓練を通じて、組織的な教育の  
機会を提供する。

なお、将来において、一八歳までな  
んらかの教育機関に就学する義務を課  
することの可能性について検討する。

(2) 教育の内容および形態は、各個人  
の適性・能力・進路・環境に適合する  
とともに、社会的要請を考慮して、多  
様なものとする。

(3) すべての教育訓練を通じて、人間形  
成に必要な普通教育を尊重し、個人、  
家庭人、社会人および国民としての深  
い自覚と社会的知性を養う。

答申は、右の方針による具体的改善策  
をつぎのように示している。

(一) 高校教育の改善 ① 教育内容の多様  
化、② 短期高校の創設、③ 定・通併習の  
拡大と併習独立校の設置。

(二) 各種学校制度の整備 ① 各種学校の  
目的・性格を明示する、② 各種学校のう  
ち後期中等教育段階の青少年を対象とす  
る課程を整備し、それを各種職業上の資  
格と結びつける、③ そのための奨励措置  
をとる。

(三) 勤労青少年に対する教育機会の保障  
① 青年学級制度を改革して、いずれの教  
育訓練機関にも在籍しない者のための別  
種の恒常的教育機関を設置する。

(四) 社会教育活動の充実。  
(五) その他の方策 ① 特殊教育の充実、  
② 各種教育機関での普通教育の充実、③  
女子の特性を生かす配慮、④ 各種教育訓  
練機関での学習の一部の高校単位として  
の認定。

(六) 就学奨励。

「後期中等教育の拡充整備に伴う諸問  
題」としては、中学校での観察指導の強  
化、生徒を「弁別できるよう」な高校入  
試の改善と能研テストの強化、六年制の  
中等教育機関の設置、英才に対する特別  
教育、多様化に伴う教員養成策などをあ  
げている。

## 二

右にみたように、今回の「答申」にみ  
られる「後期中等教育」の拡充整備の方  
針は、後期中等教育としての高校教育の  
拡充でないことは明らかである。その重  
点は、今日の入試地獄をいっそう深刻に  
する中学校の「弁別」体制の強化を軸とし  
て、高校教育を多様化すること、各種学  
校や技能教育施設をふくむ各種教育訓練  
機関のすべてに、「後期中等教育機関」  
の名をつけ、これらを若年低賃金労働力  
の供給機関として明確に位置づけること  
にある。

そして、このような差別的・反動的な  
教育政策を貫徹するためには、何よりも  
当の教育活動に従事する者に対してイデ  
オロギー統制を必要とするという観点か  
ら「期待される人間像」の反動的理念が  
押しつけられてくる、とみなすべきであ  
ろう。

「期待される人間像」についていえば、  
近代社会の合理性すら否定するその反動  
的理念は「草案」以来基本的には少しも  
変わるところがなく、わずかに、あまり  
の批判の激しさに驚いて天皇中心主義を  
序説から各論のなかに移すという形式的  
な変更が加えられたにすぎない。

このような後期中等教育政策は、一九  
(九六ページにつづく)

六〇年頃つまり新安保体制に入ったといわれる頃からはじめられた。高校のほか各種教育訓練機関をすべて後期中等教育機関とみなし、下からの高校全入運動を排除し、差別的選別を強化する能力主義を貫き、反動的イデオロギーを強化するという既定の路線を確認し、かつこれを一段と強化しようとするものである。その意味で、とりわけ、「期待される人間像」のイデオロギーは、たんに「後期中等教育」とどまらず、教育の全面にわたって強化されてくるとみなすべきであろう。

このような政策のうちだされてくる背景としては、まず、進行しつつある高校進学率の上昇(『中卒就職者の相対的減少』と中卒者数の絶対的減少にもとづく若年労働力の構造的減少にたいする独占資本の焦慮がある。

独占資本にとっては、少ない中卒就職者を技術者コースに確保することが必要であると同時に、今後はいやおうなく最下級労働者を高卒者に求めなければならぬという見通しから、極端な差別的多様化の強化が前面に出されてくるのである。

今後、戦前以来、低賃金労働力の最大の供給源であった農村を荒廃させてまでも労働力を確保しなければならない。

ということになれば、農村の青少年も帰るに家なきプロレタリアートに転化するわけであるから、青少年を従順な労働力として馴化するためのイデオロギー統制策を強化することは絶対的な必要条件となってくる。

このコースは、すべて、すでに目前にせまった一九七〇年の安保再改定をめざす政治過程、つまりアメリカ帝国主義に対する従属的対抗関係の再編と帝国主義的自立のコースのなかで進行させなければならぬ、というのが独占資本のもつ見通しである。

学テ、能研テスト、高校入試の強化、高校の多様化、職場の反動的管理統制の強化等々、今日すでに進行しつつある攻勢に対しては、右に素描したような本質的背景を暴露し、労働者階級と手を結び、高校全入運動をおしすすめ、教育の民主化をめざしているたたかいのなかにある。

後期中等教育再編の問題は、たんに「答申」の文面が抽象的であるというだけでなく、問題が当面の日本資本主義の政治的経済的な全局面に関連しているという点からみても、必ずしもわかりやすいものではない。反動攻勢に対する諸闘争のなかで、それと結びつけて本質的闘争を深めることが必要とされるゆえんである。

(専修大学 佐々木享)

■編集後記■

■われわれの10・21闘争は成功でした。日本の労働者の統一闘争に位置づけられて、かつでないスケールの盛りあがりを示してたたかわれました。そして今も、官権の弾圧のなかでたたかいはつづけています。■この空前の闘争の内面を、組合員みずからの手でたしかめ、記録し、交換しよう、要するにたたかひの総括に全員でとりくみ、反省やら自信やらを全員のものにしていきたいものだ。■10・21闘争の記録の募集は、そういう考えのもとに行なわれました。そして全国からよせられた十数編の記録から十編を掲載しました。恐らくここに読者のみなさんのまだ熱い体験が投影されているだろうと思います。鉄は熱いうちにかく読んでいただきたいと思えます。そしてあなたにも総括をすすめてもらいたいものです。■闘争後の短期間に記録をまとめ、送ってくださった方々に深く感謝します。■ながいことみなさんに愛読され、したしまれてきた三つの連載、「風雪の日々」「風土記・日本の教師と子ども」「労働運動ノート」が今月でおしまいになります。八木さん、沢田さん、上妻さんありがとうございます。■新年号から丸岡秀子さんの「教研活動私史」、海老原治善さんの「教育課程変せん史」などが登場します。ご期待ください。

【編】

教育評論 通巻 一九四号

定価一三〇円(千一二円)

昭和四一年一月二五日 印刷

昭和四一年二月一日 発行

(発行所)東京都千代田区神田一ツ橋教育会館

日本教職員組合情宣部

電話・四三三七一(五)

(発行人)今村 彰

振替口座東京 四二九三七